

常任委員会

Q&A

Q いじめ防止対策推進法における重大事態について、これは重大事態だと、最初に判断をするのはどこか。

A 現場である学校が、最初にその判断をするところです。ただ、ガイドライン等にも示されていますが、被害を受けた児童・生徒、保護者の気持ちに寄り添うということが大前提になります。



Q いじめなど、保護者から訴えがあったが、学校側が取り上げなかった場合、教育委員会が取り上げることができるのか。

A いじめ問題に関しては、教育委員会や学校で、かなり慎重に取り扱っています。保護者からの訴えだけでなく、学校でも常日ごろからアンケートや児童・生徒の観察を行い、事前にいじめを防止することに努めています。

Q 校外で起こっているようないじめについては。

A 学校外の場合、青少年問題であったり、警察の協力であったり、そういった連携を図りながら未然防止に努めていきます。

Q 重大事態が発生した場合には、調査委員会が調査をしたら、必ず検証委員会が開かれるのか。また、調査委員会の結果について検証を必要とする判断は、町長が諮問することから、その判断はどのような形で行われるのか。

A 重大事態が発生したときは、調査委員会を開き、その内容を調査します。その結果は、町長に報告することが義務づけられています。町長がその内容を、さらに検証が必要と判断した場合には、検証委員会で審議することになります。その検証委員会が検証した結果は、議会への報告が義務づけられています。

Q 2019年の茨城国体に向けてのスポーツ推進委員の研修等の予算が計上されているが、現在、各行政区から1名ずつ選任されていますが、どのくらいの年数で代わられているのか。

A スポーツ推進委員の任期は2年となっています。平成29年度に改選があったので、平成29・30年度の任期であり、平成31年度の国体前に改選となりますが、再任は妨げないと規定されています。いろいろな行事等に前向きに出席していただいているので、国体が開催される平成31年度も再任していただけたらと考えています。



Q 今年度のマイナンバーカードの取得状況は。

A 10月30日現在で、33.1%の取得率です。平成29年度だけの増加率も県内トップです。

Q 介護保険事業の居宅（在宅）介護サービスの利用者が、当初に見込んでいた数より増えているのか。

A 3、4年前は施設入所が多かったが、ここ1、2年は、在宅のサービス利用者が、かなり増えてきています。最近では、病院を退院するにあたって、介護認定を申請し、在宅での介護サービスを受ける方が増えています。

Q 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に支給されている報酬を、月額基本給と年額能率給に区分して支給する改正案について、平成30年1月1日から施行とする条例案だが、県内の各市町村、一律に施行する形になるのか。

A 国において農地利用最適化交付金事業実施要綱が制定され、月額報酬を新たに月額基本給と成果実績等に応じた年額能率給に区分して支給できることとなりました。

この報酬を支給するには、現行条例の改正が必要となるため、条例改正を行うものです。

県内他市町村の状況については、新制度に移行した農業委員会は、国及び県からの指導もあり、五霞町と同様に条例改正を行っているところです。